

藤枝市Uターン・地元就職応援プロジェクト制度実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域経済の担い手となる人材の確保を推進するため、藤枝市Uターン・地元就職応援プロジェクト制度（以下「プロジェクト制度」という。）を実施するものとし、その実施に関し、必要な事項はこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校及び専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）をいう（通信制の場合を除く。）。
- (2) 藤枝市Uターン・地元就職応援プロジェクト制度 Uターン就職を希望する藤枝市出身の者と企業が相互に交流することで藤枝市内企業の雇用につなげる取組をいう。

(対象者)

第3条 プロジェクト制度の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの

ア 高等学校在学時において、藤枝市に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく藤枝市の住民基本台帳に登録されていること。

イ 藤枝市内の高等学校を卒業又は卒業見込みであること。

- (2) 満22歳以下であること。

- (3) 大学等を卒業、就職後に、藤枝市に住所を有し、住民基本台帳法に基づく藤枝市の住民基本台帳に登録する意思があること。

- (4) 市長が指定するウェブサイト等に登録していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が対象と認めた場合は、この限りでない。

(対象者の登録)

第4条 プロジェクト制度へ参加しようとする者（以下「申込者」という。）は、登録申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、大学等へ進学した年の6月末日までに登録の申請をするものとする。

- (1) 前条第1項の要件を満たしていることが確認できる書類
- (2) 進学先の入学又は入学予定を証明する書類の写し

(3) 前条第1項第4号に定めるウェブサイトに登録していることを確認できる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、プロジェクト制度への登録の可否を決定した場合は、登録決定通知書(第2号様式)又は不登録決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(対象事業者)

第5条 プロジェクト制度の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は市長が認める法人若しくは団体であること。

(2) 藤枝商工会議所、岡部町商工会又は提携金融機関が推薦する事業者であること。

(3) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が藤枝市暴力団排除条例(平成24年藤枝市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(4) プロジェクト制度の取組に積極的に取り組む意思がある事業者であること。

(賛同事業者の登録等)

第6条 事業者は、プロジェクト制度に参加しようとするとき、あらかじめ賛同事業者として市から登録を受けるものとする。

2 賛同事業者に登録しようとする事業者(以下「申込事業者」という。)は、登録申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長へ申請しなければならない。

(1) 誓約書(第5号様式)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、プロジェクト制度への登録の可否を決定した場合は、登録(不登録)決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(被登録者の変更及び抹消)

第7条 第4条第2項の規定によりプロジェクト制度へ登録された者(以下「被登録者」という。)は、同条第1項に規定する申請の内容に変更があったときは、登録者変更(抹消)届出書(第7号様式)により、速やかに市長に届け出るものとする。

する。ただし、連絡先及び保護者連絡先に係る事項については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出に基づき、被登録者の登録の内容を変更した場合にあっては登録変更通知書（第8号様式）を、登録の抹消をした場合にあっては登録資格抹消通知書（第9号様式）を当該被登録者に通知するものとする。

（賛同事業者の変更及び抹消）

第8条 賛同事業者は、第6条に規定する登録の内容に変更があるとき又は登録の抹消を行うときは、登録変更（抹消）届出書（第10号様式）により速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出に基づき、賛同事業者の登録の内容を変更した場合にあっては登録変更通知書（第11号様式）を、登録の抹消をした場合にあっては登録抹消通知書（第12号様式）を当該被登録者に通知するものとする。

（台帳の登録等）

第9条 市長は、第4条第2項の規定により、申込者をプロジェクト制度に登録することを決定したときは、登録者台帳（第13号様式）に申込者に係る事項を登録するものとする。

2 市長は、第6条第3項の規定により、申込事業者をプロジェクト制度に登録することを決定したときは、賛同事業者登録台帳（第14号様式）に申込事業者に係る事項を登録するものとする。

（登録の期間等）

第10条 プロジェクト制度の登録期間は、前条第1項の規定により登録者台帳に登録された者にあつては登録した日から大学等を卒業した月の末日又は被登録者から抹消の申出があつた日まで、前条第2項の規定により賛同事業者台帳に登録された者にあつては賛同事業者から抹消の申出があつた日までとする。

（登録台帳の使用）

第11条 市長は、次に掲げる事項に限り登録者台帳及び賛同事業者台帳（以下「登録台帳」という。）を使用するものとする。

- (1) 被登録者と賛同事業者の就職に関するマッチング事業を実施するとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

（融資契約証明書類の発行）

第12条 金融機関は、被登録者と市長が認定する融資契約をした場合は、速やかに融資契約を証明する書類を発行し、市長に届け出るものとする。

（不正な手段による登録の抹消）

第13条 市長は、被登録者及び賛同事業者に不正な手段により登録があったと認めるときは登録を抹消し、被登録者については藤枝市Uターン・地元就職応援プロジェクト制度登録資格抹消通知書を通知し、賛同事業者については藤枝市Uターン・地元就職応援プロジェクト制度賛同事業者登録抹消通知書を通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条及び第6条に規定する登録決定通知書により登録の決定を受けた者については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。